

経営者・労務担当者は、 これだけは知っておきたい！

事例に基づく“最新の”職場の労働法

第1回 ●副業・兼業をめぐる労務管理上の留意点～「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の解説を中心として～

●社員の私生活上や特殊なサービス上の非違行為に対する対処方法の検討～具体的事例をもとに解説～

第2回 ●性同一性障害者に対する労務管理上の留意点
～裁判例の紹介を中心として～

●メンタル系疾患社員と休職制度の運用に関する法的諸問題
～具体的設問をもとに解説～

講師：大和田一雄弁護士（大和田・谷田部法律事務所、当協会顧問弁護士）

会場：水戸京成ホテル（水戸市三の丸1-4-73）／後日配信での聴講も可能です。

日時：第1回 令和5年1月24日（火） 13:30～16:30

第2回 令和5年2月21日（火） 13:30～16:30

参加費：10,000円（税込み）／全2回受講価格（非会員は20,000円）

1講座のみの受講は5,000円（税込み）（非会員は10,000円）

定員：各回40名（定員になり次第締め切らせて頂きます）／後日配信での聴講も可能です。

講座内容（予定）：

第1回

（1月24日）

●副業・兼業をめぐる労務管理上の留意点

- ①働き方改革に伴う副業・兼業の推進について
- ②そもそも副業・兼業は許されるのか／裁判例の考え方
- ③副業・兼業はどのような場合に禁止又は制限できるのか
- ④兼業・副業の場合に労働時間の規制はどのように適用されるのか
 - ・労働者が副業・兼業を行っている場合、複数の事業場での労働時間の通算について
 - ・労働者が副業・兼業を行っている場合、ある日の複数の事業場での労働時間を通算すると法定労働時間を超える場合の割増賃金の支払いはどのようになるか
- ⑤労働者が副業・兼業を行っている場合、労働者の過労死等について各社が負う安全配慮義務の内容について
- ⑥労働者が副業・兼業を行っている場合、労災保険の適用はどのようになるのか

●社員の私生活上や特殊なサービス上の非違行為に対する会社の対処方法の検討

- ①社員が電車の中で痴漢行為をしたが容疑を否認している場合、会社は懲戒処分を課せるか
- ②独身の女性社員が、同一職場の男性社員（妻帯者）と不倫関係にあることが発覚した場合、会社は両社員を懲戒の対象とすることができるか
- ③経理課に勤務する女性社員が、会社に内緒でナイトクラブのホステスとして仕事をしていることが発覚した場合、会社は女性社員を懲戒できるか
- ④休日に酒気帯び運転で検挙された社員に懲戒処分は可能か
- ⑤ある新興宗教の熱心な信者である社員が、会社内で他の社員への入会勧誘をするようになり、一部の社員は迷惑がっている。会社は社員を懲戒処分の対象にできるか。
- ⑥ラフな格好で入社してくる社員に対して懲戒処分は可能か。

第2回
(2月21日)

●性同一性障害者に対する労務管理上の留意点

- ①性同一性障害を抱える男性社員に対し、会社が、女性の服装・容姿で出社しないように命じた業務命令に従わなかったこと等を理由になされた懲戒解雇は有効か
- ②性同一性障害を抱える男性タクシー運転手が、眉を描いたり口紅を塗るなどの女性用の化粧をして業務に従事していたが、客からの苦情を理由として会社は就労を禁止できるか
- ③性同一性障害を抱える男性職員から女性用トイレの使用許可を求められた場合に認めなければならないか／経済産業省事件(東京高裁令和3年5月27日判決)
- ④裁判例を踏まえ、会社が性同一性障害者に対してとるべき対応について

●メンタル系疾患社員と休職制度の運用に関する法的諸問題

- ①休職制度とは
- ②精神疾患が疑われる社員が無断欠勤を続けている場合、会社はどのような対応をすべきか
- ③精神疾患が疑われる社員に対し、会社は医師の受診を命じることができるか
- ④社員が③の受診命令に従わなかった場合、会社はどのような対応をすべきか
- ⑤休職制度を悪用する社員に対する会社の対応／就業規則の整備等
- ⑥休職中の社員に対し、会社はどのような対応をとるべきか
- ⑦求職者の復職に当たっての法的留意点

- 申込方法 申込書にて、各回開催日の1週間前までに E-mail(gotou@ikk.or.jp)にてお申込をお願いします。追って、参加票および請求書をお送りします。
※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日のお取り消し(欠席含む)のみキャンセル料として参加費の全額を申し受けます。その場合資料等を後日ご送付申し上げます。
- 支払方法 可能な限り銀行振込にてお願い申し上げます。
- 振込先 常陽銀行本店 普通預金口座 No.6501 口座名:(一社)茨城県経営者協会
- お問合せ 一般社団法人茨城県経営者協会事務局 (担当:後藤)
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 11F

TEL:029-221-5301 FAX:029-224-1109 e-mail : gotou@ikk.or.jp

(一社)茨城県経営者協会(後藤)行き FAX(029-224-1109) E-mail(gotou@ikk.or.jp)

【事例に基づく職場の労働法】参加申込書

所属役職名	参加者氏名	申込コース／受講スタイル※ご希望のコースにチェックをお願いします		
		<input type="checkbox"/> 全て受講	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 第1回受講(1月24日)	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 第2回受講(2月21日)	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 全て受講	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 第1回受講(1月24日)	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 第2回受講(2月21日)	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 全て受講	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 第1回受講(1月24日)	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講
		<input type="checkbox"/> 第2回受講(2月21日)	<input type="checkbox"/> 会場にて受講	<input type="checkbox"/> 配信にて受講

◎配信にてご受講の方には、ご記入頂きましたE-mailに視聴用のURLをお送り申し上げます。
動画編集の関係上、セミナー終了後1週間以内にURLをお送り申し上げます。

会社名 _____

お申込み担当者ご所属・ご氏名 _____

住所 〒 _____

TEL _____ E-mail _____

※今回の参加者及び申込担当者のデータにつきましては、参加票・請求書の送付及び参加者・講師への名簿配布以外の目的では使用しません。
また、細心の注意をもって管理し、個人情報の漏洩、紛失、き損又は参加企業様の権利利益を損なうことの無いよう努めます。